

厚生年金保険料等の納付の猶予とは

○ 概要

適用事業所が加入している厚生年金保険料等については、厚生年金保険法第 89 条等の規定により準用する国税通則法第 46 条に基づき、納付義務者が災害等により、その財産について相当な損失を受けた場合において、納付義務者がその納付すべき保険料等を一時に納付できないと認められる場合等に、納付を猶予することができる規定されています。

○ 業務内容等

これまで厚生年金保険料等の納付猶予は、厚生労働大臣の許可を受けることとされていましたが、平成 24 年 11 月より、その権限が地方厚生局長に委任されています。

九州厚生局では、厚生年金保険料等の納付猶予にかかる業務について、厚生年金保険法等の各種法令に基づき、適正な審査等を行っています。